平成２８年（フ）第５５９号
静岡市駿河区西島610番地の１　サニーコーポ千華202号
債務者　服部　祥吾
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１５号
静岡市駿河区小鹿１丁目56番５－104号
債務者　小田　寿浩
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６５１号
東京都足立区千住桜木２丁目14―18―1111
債務者　名久井康生
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７１７号
東京都足立区千住旭町32―12―205
債務者　岩井　清和
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７１８号
東京都板橋区舟渡２丁目17―４―105
債務者　本間　夏子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７２５号
東京都文京区本駒込５丁目38―12―402
債務者　花島　信之
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７２６号
東京都武蔵村山市中原２丁目10―16
債務者　高橋　　舞
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７２８号
東京都杉並区堀ノ内３丁目20―19―107　堀ノ内三丁目第２アパート
債務者　中静　大助
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７３２号
東京都江戸川区春江町１丁目２－１－901
債務者　根本　　茂
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４５８号
横浜市保土ケ谷区川島町628番地５
債務者　遠藤　文敏
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２号
熊本県山鹿市鹿本町来民1912番地１　良福寺第２団地　17号室
債務者　椎葉由紀子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第８６３４号
東京都世田谷区野毛１丁目３－15―302
債務者　三浦　明子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６５２号
東京都練馬区石神井台５丁目８－11―202
債務者　野口　直人
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１２号
栃木県宇都宮市宮本町４番１号
債務者　まるさんかくしかくこと　中山　　功
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２０３号
横浜市保土ケ谷区上菅田町730番地10
債務者　伊藤　　猛
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部